

公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置

対象税目：不動産取得税、固定資産税、都市計画税

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 文化財保護法に基づき指定される重要無形文化財（能楽、歌舞伎等）は、我が国の歴史・文化を象徴する無形の文化資産であり、その保存・活用は国及び地方公共団体の責務とされている。無形文化財は「わざ」そのものが対象であるが、その継承には、実演等を行うための専用の公演施設という物理的基盤が不可欠である。また、第221回国会の高市内閣総理大臣施政方針演説では、「多様性に富んだ地域の魅力や文化・スポーツを活かした地域活性化を進めます。あわせて、食や伝統芸能を含めた文化財の継承・保存・活用をはじめとした文化芸術政策を推進」することが表明されている。
- しかし、これら専用の公演施設の多くは建設後長期間を経て老朽化が進み、耐震性やバリアフリー対応などの面で課題が顕在化している。近年では大規模改修が各地で行われており、施設更新が避けられない状況にある。一方、施設の多くを所有・運営する公益法人は、収益事業に制約があり自己収益率も低いことから、施設更新に伴う多額の投資や固定資産税等の負担を自力で賄うことが困難であり、改修・建替えの意思決定が先送りされる構造的課題を抱えている。
- 本税制特別措置は、こうした長期的税負担を軽減し、公益法人が施設整備に踏み切ることを後押しすることを目的とする。

当該措置の政策体系における位置づけ

- 当該措置は、文化財保護法に基づき指定した重要無形文化財であり、かつ、ユネスコ無形文化遺産にも登録された我が国を代表する伝統芸能の確実な保護・継承を推進する国の文化芸術の振興政策として実施するものである。
- 政府が掲げる「芸能の公演・作品展の開催といった無形文化財の公開に関する支援措置を講じ、普及啓発と理解の促進を図る。」（文化芸術推進基本計画）や、「日本文化への理解促進や国際交流の強化、インバウンド需要の拡大にも寄与する無形の文化財を活用した地域活性化も重要であるとの認識の下、能楽や歌舞伎等の伝統芸能や伝統的な工芸技術、地域の伝統行事、民俗芸能等について、訪日外国人旅行者も含めて鑑賞・体験等できる機会の確保につながるよう、その保存・活用を支援する。」（観光立国推進基本計画）といった国家戦略と連動する施策である。

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第11条第9項、同法附則第15条第19項、同法施行令附則第7条第12項、同法施行令附則第11条第24項、同法施行規則附則第3条の2の15、同法施行規則附則第6条第47項
 創設年度：平成20年度
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

- 公益法人が所有・取得する重要無形文化財である伝統芸能の公演のための専用施設について、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1に軽減する措置である。

減収額

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
金額（百万円）	25	26	28	30	32	—

（出所）文化庁調べ

③ アクティビティ

- 当該措置は、国及び地方公共団体が、公益法人が専用施設を取得・保有する期間全体を通じて負担する税コストを制度的かつ予見可能に軽減するものである。
- これにより、施設取得時の初期負担（不動産取得税）と、施設保有期間中に継続的に発生する固定資産税・都市計画税という二重の投資阻害要因を同時に緩和し、公益法人が中長期的な視点に立って、資金計画の見通しを立てられるようになり、文化庁長官の認定等を前提とした「保存活用計画」等に基づく、老朽化対策バリアフリー化、インバウンド対応等を目的とした数億円規模の施設整備投資について意思決定・実行へと踏み出す行動変容を促す。
- さらに、施設基盤が安定することで、地域の小中高校生を対象とした学校鑑賞会の受け入れや、インバウンド観光客への多言語対応等の地域社会・教育への貢献活動を積極的かつ継続的に実施する（行動変容）ことが期待される。
- 国や地方公共団体による一般的な文化振興補助金の多くは、個別の公演事業やイベント実施に係るソフト事業に対する支援であるため、施設基盤というハード面での中長期的な維持整備への支援を目的とするものではない。
- また、継続的に施設基盤を安定させるにあたり、固定資産税等の施設のランニングコストは永続的に発生するものであり、能楽堂のような特殊かつ大規模な施設においては、公益法人の経営を強く圧迫するため、文化振興補助金のような一時的な支援では、長期的なランニングコストに対する経営的危惧を払拭するという解決策には至らず、公益法人に施設整備投資という行動変容を促すには不十分。
- したがって、中長期的な視点で専用施設を維持・更新していくために、初期投資に対する軽減（不動産取得税の減免）に加え、施設保有期間中のランニングコストを予見可能に軽減する税制措置（固定資産税・都市計画税の減免）が車の両輪として不可欠であり、補助金等とは明確な役割分担が図られている。

④ アウトプット (不動産取得税)	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	件数	0	0	0	0	0
	適用額 (千円)	0	0	0	0	0

(出所) 文化庁調べ

④ アウトプット (固定資産税)	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	件数	12	12	12	12	13
	適用額 (千円)	20,350	20,943	22,589	24,720	26,338

(出所) 文化庁調べ

④ アウトプット (都市計画税)	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	件数	12	12	12	12	13
	適用額 (千円)	4,248	4,802	5,186	5,637	6,020

(出所) 文化庁調べ

※R3の固定資産税及び都市計画税についてはコロナ禍における特例措置による減免等が実施され、本特例措置による正確な適用額の把握が困難なため一部推計値を含む
 ※適用額について一部能楽堂（1件）については把握できていないため未計上

○アウトカムに対する効果分析

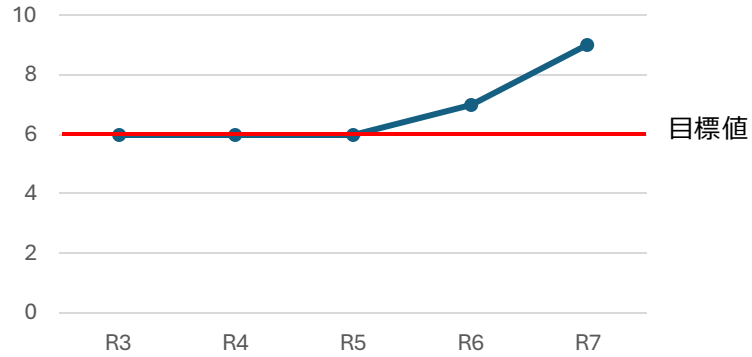
※これまで、本措置による施設整備の進捗状況については把握に努めてきたが、社会的インパクト（教育・観光への波及効果等）を測る客観的なKPIが未設定であった。そのため、今回の自己点検を機に、税制優遇の対価としての『行動変容』を定量的に可視化すべく、以下の指標を新たに設定し、継続的な効果測定を行った。

<p>アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○当該措置により、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の軽減が制度として継続的に講じられることで、公益法人においては、施設を取得・保有する期間全体にわたる税負担の見通しが予見可能となる。これにより、施設更新に伴う長期的な財務リスクに対する不確実性が低減され、従来、税負担の重さを理由として先送りされがちであった老朽化対策、耐震化、バリアフリー化等の施設整備について、理事会等の意思決定機関において具体的な検討が計画的に進展する。加えて、保存活用計画等の策定や更新が促進され、基本計画・実施設計の策定、さらには工事着手へと至る行動変容が短期間のうちに発現する。</p> <p>○これに伴い、利用制約の緩和や運営計画の柔軟化が可能となり、点検・安全上の制約による閉鎖日が減少するほか、新たな公演や貸館事業の実施余地が拡大する</p>
<p>⑤ 短期アウトカム</p>	<p>○能楽堂における施設整備の進展及び公演実施機会の拡充 指標：①各能楽堂における施設整備の機関決定または工事着手・完了、②各能楽堂の稼働日数 目標値：①当該措置開始以降に施設整備の機関決定又は工事着手・完了した能楽堂が5割以上、②稼働日数が増加している能楽堂が5割以上（R3基準） 対象期間：令和3年度～令和7年度</p>
<p>短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○短期アウトカムとして確認される施設改修・建替え・移転等に関する意思決定や工事着手が着実に進行・完了が着実に進むことにより、安全性、耐震性、利便性に優れた公演環境が中期的に確保される。これにより、重要無形文化財である伝統芸能の安定的な公演・公開が可能となり、学校鑑賞会等の教育普及活動や、外国人観光客の受け入れといった公益的利用の拡大につながる。</p> <p>○また、バリアフリー化や多言語対応等の整備効果により、新規の顧客層の来場が促進され、観客数の増加が見込まれる。さらに、税負担の軽減により生じた資金余力に、来場者増による収益改善が相まって、後継者育成や自主公演の充実といったソフト面への再投資が可能となり、公益法人の事業活動の質的向上が進展する。</p>
<p>⑥ 中期アウトカム</p>	<p>○能楽堂における公演活動の活性化及び観客基盤の拡充 指標：①各能楽堂の観客数、②各能楽堂の主催公演日数・稽古日数 目標値：①観客数が10%増となった能楽堂が5割以上（R3基準）、②主催公演日数・稽古日数が増加している能楽堂が5割以上（R3基準） 対象期間：令和3年度～令和7年度</p>
<p>中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○当該措置により、能楽堂等の施設更新が進展することで、中期的には、施設の機能向上や利便性改善を背景として、外国人観光客向けの公演や教育普及事業の実施環境が整備され、これらの実施機会や来場者数の拡大につながる。また、音響・安全性・快適性の向上は、自主公演の企画の幅を広げ、若手の出演機会や育成プログラムの充実を可能にし、自主公演の実施の拡大を促す。これらの活動量の拡大は、来場機会の増加に加え、観客との接点の拡大に寄与する。</p> <p>○こうした取組の積み重ねにより、長期的には、外国人観光客や学生といった層において、単発的な鑑賞にとどまらず、継続的に来場する観客層の形成が進み、外国人観客数及び学生観客数の持続的な増加が期待される。さらに、自主公演の定着と観客基盤の拡充は、チケット収入の安定化及び増加を通じて、公益法人における自主公演による興行収入の向上につながる。このように、中期アウトカムである活動機会の拡大と人材育成の進展が、長期的には多様な観客層の定着及び公益活動を継続的に実施できる収益基盤の安定化に結びつく構造となっている。</p>
<p>⑦ 長期アウトカム</p>	<p>○観客層の拡大・定着及び自主公演を中心とした興行収益基盤の強化 指標：①外国人及び学生（18歳以下）観客数、②能楽堂を運営する公益法人の興行収入の増加 目標値：①外国人及び学生（18歳以下）観客数が30%増となった能楽堂が5割以上（R3基準）、②能楽堂を運営する公益法人の興行収入が30%増となった能楽堂が5割以上（R3基準） 対象期間：令和3年度～令和7年度 ※②については令和3年度より隔年で把握</p>

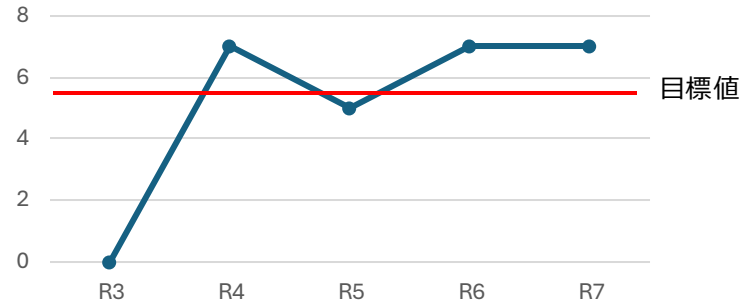
分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
<p>公益法人等が所有する重要無形文化財の公演のための施設に関する税制優遇措置の状況調査（文化庁による調査）</p>	<p>当該税制優遇措置の状況を把握するために文化庁が調査しており、都道府県の所轄部局に対して実施（調査対象：47都道府県、調査内容：税制優遇措置の軽減実績・法人の運営や収支状況・税制優遇措置による効果や軽減分の主要な用途等）</p>

●分析手法：時系列比較分析
 選定理由：当該措置開始時（平成20年）から長期間経過しており、経年変化を通じて政策効果の発現状況を客観的に把握するため

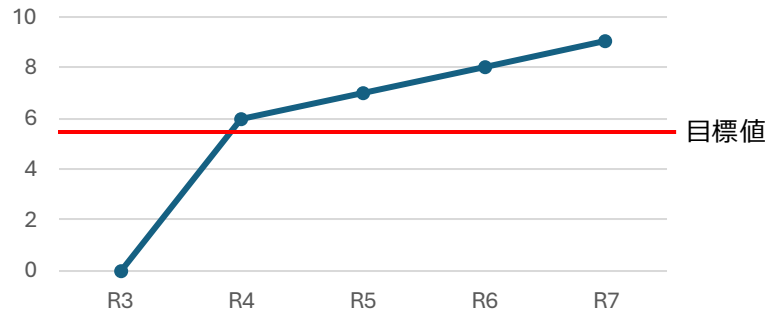
特例措置開始以降に施設整備の工事等が行われた
能楽堂の数 (N=12)



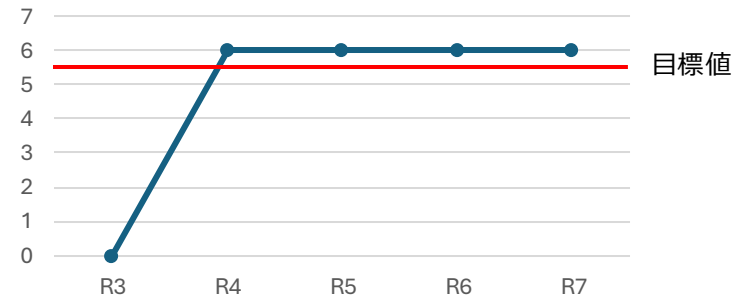
稼働日数が増加している能楽堂
(N=11) ※R3基準



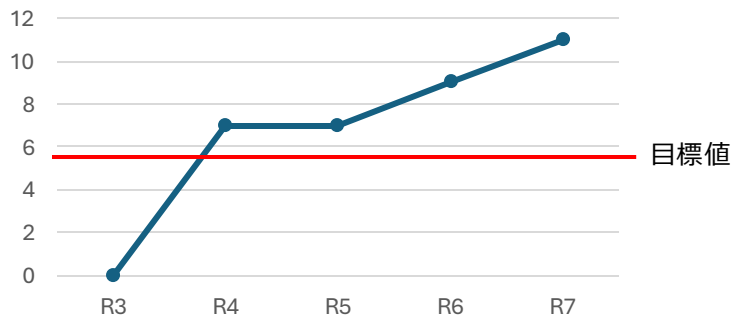
観客数が10%増となった能楽堂
(N=11) ※R3基準



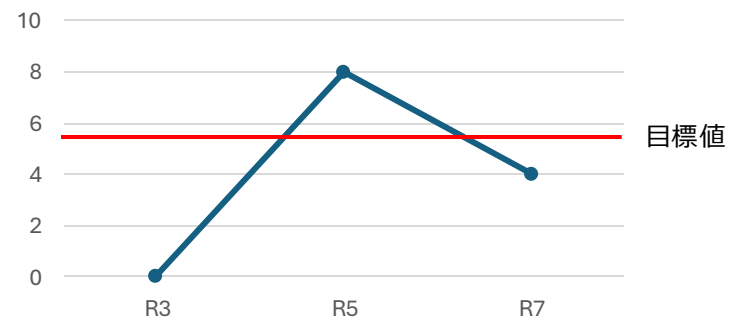
主演公演日数等が増加している能楽堂
(N=11) ※R3基準



外国人及び学生観客数が30%増となった
能楽堂(N=11) ※R3基準



運営する公益法人の興行収入が30%増となった
能楽堂(N=11) ※R3基準



○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○各能楽堂において、当該措置開始（平成20年度）以降、施設整備が進んでおり、すべての能楽堂で施設整備の機関決定又は工事着手・完了が行われているものではないものの、目標値は達成 ○稼働日数についてもコロナ禍からの回復という要因もあるが、施設整備なども踏まえて施設を稼働する能楽堂が多く存在し、目標値は達成 	<ul style="list-style-type: none"> ○稼働日数が増え主催公演日数や、公演に向けた後継者の人材育成に伴う稽古の機会を増やすことにより、観客基盤が拡充したため、観客数も増加傾向にあり、目標値は達成 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪日外国人観光客の増加や、各能楽堂における各学校向けの能楽鑑賞体験やワークショップ等の活動により、外国人観客数や18歳以下の学生等の観客数は増加しており目標値は達成 ○興行収入については、目標値は未達成となっているものの、多様な観客層の拡大が進んでいることから、今後さらなる興行収入の伸びが期待される。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の収益基盤の安定に繋がる興行収入については、各能楽堂において、外国人や学生といった多様な観客層の拡大に向けた取組を行っていることに加え、後継者育成や普及啓発といった公益性の高い取組を継続的に行っていることや、将来の施設整備等に備えた資金確保の必要性もあり、観客数の増加に比して、伸びが限定的となっているものと考えられる。

③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○当該措置は、重要無形文化財の継承に不可欠な専用公演施設の更新を促進することにより、文化の持続的な保存・活用を支えるものである。無形文化財は「わざ」そのものを対象とするが、その継承は公演・公開の場である施設の安定的確保に依存しており、施設の老朽化や閉鎖は直接的に継承機会の減少につながる。当該措置により、公益法人が直面する取得・保有段階の税負担に起因する不確実性が軽減されることで、大規模改修や建替えといった投資判断が可能となり、施設更新の停滞を防止する効果が期待される。また、税負担の予見可能性を高めることで、中長期的な施設計画の策定を促し、文化資産の安定的な継承基盤の確保に寄与する点に政策的意義がある。 		
---------	--	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> ○当該措置は、補助金等の他の政策手段と役割を異にするものであり、相互補完的な関係にある。補助金は公演や普及、人材育成といった事業活動を対象とするものが中心であり、施設整備に関しても個別採択に依存するため、対象や時期が限定される。一方で、施設更新は長期的かつ高額な投資を伴い、その実施可否は初期段階における費用見通しに大きく左右される。当該措置は、固定資産税等の負担軽減を通じてこの意思決定段階に作用し、取得・保有に伴う将来コストの不確実性を除去する機能を有する。要件を満たす場合に広く適用される制度であることから、特定事業への選別的支援ではなく、文化施設整備に係る制度的基盤を整備する点において、補助金等では代替し得ない相当性を有する。 		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○当該措置については、制度の目的である施設更新の促進状況や、公演施設の整備・維持の実態を踏まえつつ、その必要性を継続的に検証することが適当である。特に、不動産取得税については、毎年発生する固定資産税・都市計画税とは性質が異なり、土地等の取得行為に依存するため適用実績が直ちに生じないが、能楽堂の多くは築40年以上経過しており、すでに耐震補強や設備更新等の大規模改修を実施している施設は除いて、建物や設備等の耐用年数を踏まえると、今後10年前後で多くの施設で大規模改修等が必要になると考えられることも踏まえ、対象範囲や適用要件の在り方を検討しつつ、更新需要の動向や公益法人の財務状況等を注視する。 		
-----------	---	--	--

主担当部局 : 文化庁参事官（伝統文化・生活文化担当）